

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？ 段階的施設整備の手続き



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

弊社は工業専用地域に立地しますので、24時間での操業を考えています。

今のところ、設備を1系列導入し、その設備の能力に基づく処理量を24時間で取得する予定です。一方で、人員の問題で2系列導入したほうが効率的であるという側面があります。そこで、一旦1系列で24時間換算の処理量で事業計画書を提出し、諸々の手続きを行い、業の許可を得たのち、将来的に2系列目を設置して、12時間操業に変更する場合に要する手続きはどのようなものになるのでしょうか？許可処理量は変わらないので簡易的な手続きで済むのでしょうか？それとも、通常通りの事業計画書を提出し、事前協議を受け…という手続きとなるのでしょうか？1系列導入して、まずはしっかりと実際にできることを確認してから2系列にしたいので、同時に2系列の導入はしない方針です。以上の理由で、可能な限り1系列導入後2系列への移行がスムーズに進む方法を事前に把握したいと思っています。

(回答 1)

1日の処理能力に変更はありませんが、業の許可については、1系列24時間操業から2系列12時間操業になると変更届出が必要になります。

また、設置する施設のラインに15条の許可の施設がある場合は、もう1ライン設置するわけですから、新たな設置許可が必要になると思います。

いずれにしましても、栃木県、宇都宮市に、産業廃棄物処理業の施設を設置する場合は、指導要綱に基づく事業計画を提出することになりますので、その際に手続きについて確認すると良いと思います。

(照会 1-2)

事業計画書の段階から2段階で許可能力を増やすようなことを記載して申請することは可能でしょうか？事業の開始の段階では1系列で、2年後に2系列にする計画として事業計画書を作成するようなイメージです。

(回答 1-2)

事業計画の出し方に特に決まりはないと思います。今回のように1系列設置し状況を見て1系列増設するという事業の見込みが決まっているのであれば、先まで協議することも可能です。当然、事業計画に変更が生じたときは、その時に変更内容を記載した計画を提出すればいいわけです。従って、お見込みのイメージ(1系列設置し状況を見て1系列増設する)で事業計画を提出することは可能であると思います。詳細については、県または宇都宮市に確認してください。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(1月10日現在、11件契約)

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。